

作成年月日	令和3年5月25日
作成部局名	企画県民部企画財政局 財 政 課

令和3年度 6月補正予算
(緊急経済対策)
(案)

企画県民部 企画財政局 財政課

第1 補正予算編成の考え方

本県における新型コロナウイルス感染症の感染はこれまでになく急拡大し、4月に入り、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置実施区域に指定され、未だに新規感染者数が一週間平均約200人程度、入院できない自宅待機者が約1,000人程度に上る等、医療提供体制のひっ迫状況が続いているため、医療提供体制・感染防止対策等の更なる充実を図る。一方で収束後を見据え、地域経済の活性化や県民生活の安定化を推進するための準備を進めていく必要がある。

このため、国の予備費使用の閣議決定を受けて増額された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の財源を活用し、令和3年度6月補正予算（緊急経済対策）を編成する。

I 基本方針

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進
- 2 収束後の地域経済の活性化・地域の元気づくりへの対策準備
- 3 県民生活の安定化の推進

II 有利な財源の活用

補正予算案の編成にあたり、将来の財政への影響に配慮し、国の補助事業に伴う国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（※1）、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（※2）など、国の財源措置を最大限に活用する。

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、各地方公共団体の人口、感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に応じ配分される交付金

※2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

- 新型コロナウイルス感染症により緊急に必要となる医療提供体制の整備、医療や介護等の現場が抱える課題解決等について、都道府県の取組を包括的に支援するための交付金

III 事業の早期着手

補正予算の執行にあたっては、事業効果を早期に発現させるため、適切な準備を進め、早期の事業執行に努める。

第2 補正予算の規模

I 会計別の規模

(単位：百万円)

区 分	既 定 予算額 a	今 回 補正額 b	財源内訳				合 計 a + b	前 年 同期比
			国庫	特定	起債	一般		
一 般 会 計	2,745,705	187,506	184,456	2,393	0	657	2,933,211	117.4%
特 別 会 計	1,604,713	0	0	0	0	0	1,604,713	95.1%
小 計	4,350,418	187,506	184,456	2,393	0	657	4,537,924	108.4%

※今回必要となる一般財源については、特別交付税により対応

II 施策体系別事業一覧

(単位：百万円)

事 業 名	金 額	財源内訳					
		国庫			特定	起債	一 般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進	162,470	135,436	22,494	1,491	2,393	0	656
(1) 医療提供・検査体制の充実	26,729	1,595	22,494	1,483	501	0	656
① (拡)入院医療体制の強化 (P4)	15,031	227	14,804	0	0	0	0
② (拡)無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応 (P6)	2,786	553	2,233	0	0	0	0
③ 発熱等診療・検査医療機関等の設置 (P8)	75	75	0	0	0	0	0
④ (拡)検査機能の充実 (P8)	1,694	740	0	477	0	0	477
⑤ 相談体制の強化 (P9)	8	0	8	0	0	0	0
⑥ (拡)入院医療費等公費負担 (P9)	745	0	30	536	0	0	179
⑦ (拡)保健所の体制強化 (P9)	250	0	250	0	0	0	0
⑧ (拡)地域医療体制の確保・ワクチン接種体制等の整備 (P9)	6,140	0	5,169	470	501	0	0
(2) 情報発信や相談体制等の強化	93	85	0	8	0	0	0
① 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県政の情報発信強化 (P11)	76	76	0	0	0	0	0
② (拡)SNS悩み相談窓口の拡充 (P11)	1	1	0	0	0	0	0
③ 看護師養成施設等における感染症予防対策 (P12)	16	8	0	8	0	0	0
(3) 事業者の感染防止対策の強化	135,648	133,756	0	0	1,892	0	0
① (拡)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給(飲食店等) (P13)	97,952	96,060	0	0	1,892	0	0
② (新)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給(大規模施設・テナント事業者) (P14)	37,236	37,236	0	0	0	0	0
③ (新)県内飲食店に対する休業・時短及びガイドライン遵守状況調査の実施 (P14)	217	217	0	0	0	0	0
④ (新)酒類販売事業者に対する月次支援金の支給 (P15)	121	121	0	0	0	0	0
⑤ 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援 (P15)	98	98	0	0	0	0	0
⑥ (新)タクシー事業者感染防止対策の支援 (P16)	24	24	0	0	0	0	0

(単位：百万円)

事業名	金額	財源内訳					
		国庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
2 収束後の地域経済の活性化・地域の元気づくりへの対策準備	9,594	1,700	0	7,894	0	0	0
(1) デジタル技術の活用に向けた環境整備	25	25	0	0	0	0	0
① (新) 教育情報ネットワーク基盤の増強 (P16)	25	25	0	0	0	0	0
(2) 企業等の事業継続・地域経済の活性化支援	9,569	1,675	0	7,894	0	0	0
① (拡) 中小企業への運転資金支援 (P17)	—	—	—	—	—	—	—
② (新) 中小企業の新事業展開への支援 (P18)	700	700	0	0	0	0	0
③ (新) ひょうごの清酒消費拡大キャンペーンの実施 (P18)	10	10	0	0	0	0	0
④ (新) 県産農水産物の消費拡大キャンペーンの実施 (P18)	37	37	0	0	0	0	0
⑤ (新) コロナ禍における消費拡大の推進 (P19)	9	9	0	0	0	0	0
⑥ (新) 地域観光への支援 (P20)	5,500	0	0	5,500	0	0	0
⑦ (新) 宿泊業者による前向きな事業継続への支援 (P20)	3,313	919	0	2,394	0	0	0
3 県民生活の安定化の推進	15,442	63	0	15,378	0	0	1
① (拡) 緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充 (P21)	15,038	0	0	15,038	0	0	0
② ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給 (P21)	158	0	0	158	0	0	0
③ (新) 子育て世帯生活支援特別給付金の支給 (P22)	20	0	0	20	0	0	0
④ (新) ひとり親家庭住宅支援資金貸付の実施 (P22)	134	13	0	121	0	0	0
⑤ (拡) 住居確保給付金の支給 (P22)	4	0	0	3	0	0	1
⑥ (拡) 高等職業訓練促進給付金の支給 (P23)	17	4	0	13	0	0	0
⑦ (新) つながりサポート型女性相談支援事業の実施 (P23)	15	4	0	11	0	0	0
⑧ (新) 生活に困窮する大学生等への支援	39	39	0	0	0	0	0
a) 私費留学生「学びの継続」のための緊急奨学金の支給 (P24)	37	37	0	0	0	0	0
b) 大学連携組織を活用した県内大学生の地元就職促進事業の実施 (P24)	2	2	0	0	0	0	0
⑨ (新) 官民連携による消費生活推進事業の実施 (P24)	12	0	0	12	0	0	0
⑩ (新) 新型コロナウイルス感染症関連消費者トラブル防止のための情報発信・普及啓発 (P25)	2	0	0	2	0	0	0
⑪ (新) コロナ禍における県職員採用活動の強化 (P25)	3	3	0	0	0	0	0
合 計	187,506	137,199	22,494	24,763	2,393	0	657
一般会計	187,506	137,199	22,494	24,763	2,393	0	657

Ⅲ 性質別経費一覧

(単位：百万円)

区分	補正額	財源内訳			
		国庫	特定	起債	一般
行政経費	187,481	184,431	2,393	0	657
投資単独	25	25	0	0	0
合計	187,506	184,456	2,393	0	657

第3 事業の概要

1 **新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進** 162,470,000千円
 (国庫 1,491,200、包括支援交付金 22,494,000、地方創生臨時交付金 135,436,000、
 特定 2,393,000、一般 655,800)

(1) 医療提供・検査体制の充実 26,729,000千円
 (国庫 1,483,200、包括支援交付金 22,494,000、地方創生臨時交付金 1,595,000、
 特定 501,000、一般 655,800)

① (拡)入院医療体制の強化 15,031,000千円
 (包括支援交付金 14,804,000、地方創生臨時交付金 227,000)

a) 重点医療機関等の入院病床の確保

感染拡大特別期に1,200床程度を確保するため、空床確保予算を増額

[現行：19,916,000千円→補正後：34,155,000千円]

○ 補助対象

区 分	内 容	医療機関数
重点医療機関	新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関	42
特定機能病院等	・大学附属病院 ・ECMOによる治療を行う患者が延べ3人以上の月または人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関	5
協力医療機関	確定診断までの間、疑い患者専用の個室を設定して、疑い患者及びコロナ患者を受入れ、必要な救急医療等を提供する医療機関	24

○ 補助基準額

区 分	重点医療機関		協力医療機関
	重点医療機関	特定機能病院等	
ICU 病床	301,000 円/床	436,000 円/床	301,000 円/床
HCU 病床	211,000 円/床	211,000 円/床	211,000 円/床
休止・その他病床	71,000 円/床	74,000 円/床	52,000 円/床

・クラスター発生医療機関へ重点医療機関並の空床確保補助を実施

○ 所 要 額 14,239,000千円

b) 入院医療機関への支援

入院患者受入医療機関に対する運営経費の支援について、患者の増加に伴って必要となる予算額を確保するとともに、ゴールデンウィーク中に入院患者を受け入れた場合に当該患者が退院するまでの間の補助単価増等により増額

[現行：1,092,000千円→補正後：1,319,000千円]

○ 補助対象

- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を行う医療機関
- ・新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の入院治療を行う医療機関

○ 補助単価 入院患者1人あたり12,000円/日

ゴールデンウィーク中の入院患者1人あたり24,000円/日

○ 対象経費 入院治療を行う医療機関の運営に要する経費

○ 所要額 227,000千円

c) 医療従事者の宿泊施設の確保

医療従事者の宿泊施設の確保等に要する経費の支援について、患者の増加に伴ってその対応を行う医療従事者数も増加することから、必要となる予算額を確保

[現行：477,000千円→補正後：945,000千円]

○ 補助対象 医療機関が帰宅困難な医療従事者のために支払った宿泊室料

○ 補助要件 コロナ対応で業務が深夜に及んだ場合や基礎疾患等を有する家族と同居しており、帰宅が困難な場合

○ 所要額 468,000千円

d) 入院医療機関等への搬送体制の確保

民間救急搬送事業者を活用した医療機関や宿泊療養施設等への移送に要する経費について、患者の増加に伴って必要となる予算額を確保

[現行：92,000千円→補正後：176,000千円]

○ 所要額 84,000千円

e) (新)重症患者に対応する医療従事者養成研修の実施

重症患者に対応可能な医療提供体制を構築するため、体外式膜型人工肺（ECMO）及び人工呼吸器を適切に取り扱うことのできる医療従事者を養成する研修を実施

○ 内容 ECMO及び人工呼吸器研修を各2回（基礎編・応用編）

○ 所要額 13,000千円

② (拡)無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応 2,786,000 千円
(包括支援交付金 2,233,000、地方創生臨時交付金 553,000)

a) 新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口の設置

県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を継続設置し、医療機関の地域連携室等と連携し、回復者の転院受入を促進

○ 所 要 額 3,000 千円

b) 転院受入医療機関等への支援

(ア) 転院受入経費・退院受入経費の補助

入院対応医療機関から一般医療機関への転院受入や、退院にあたって社会福祉施設への入所が必要な場合の受入を支援

○ 対 象 施 設 医療機関、社会福祉施設（高齢、障害、保護）

○ 補 助 金 額 転院及び退院患者の受入れ1名あたり10万円

○ 所 要 額 366,000 千円

(イ) (新)転院受入の体制整備の促進

転院受入可能な医療機関に対し、重点的に体制整備の支援を行うことで、日数経過により感染性が低下した重症、中等症患者の更なる転院を促進

○ 対 象 経 費 人工呼吸器、空気清浄機等の転院受入に要する整備費

○ 補 助 件 数 30 件

○ 補 助 基 準 額 1 病床増加あたり 6,000 千円

○ 所 要 額 180,000 千円

c) (新)社会福祉施設等への応援職員派遣施設への支援

感染者が発生し、職員等の不足が生じた社会福祉施設等へ協力を活用して応援派遣した施設(派遣元)に対し、派遣に要する経費を支援

○ 補 助 対 象 兵庫県協力をスキーム(※)に登録している社会福祉施設等

※社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染者が発生したことに伴って、介護サービス等を提供するための職員が不足する場合に当該施設等に他の施設職員が応援する仕組み

○ 支 給 金 額 応援職員1人あたり13,000円/日

○ 所 要 額 7,000 千円

d) 宿泊療養施設の確保

感染拡大特別期に最大1,500室程度を確保するため、施設借り上げ費用等を増額
[現行：2,537,000千円→補正後：3,806,000千円]

- 対象経費 施設借上げ費用、療養者食費、療養者搬送経費、感染管理用品（マスク、体温計等）整備費、施設消毒費等
- 確保室数 延べ宿泊室確保数225,000室（現行：153,000室）
- 所要額 1,269,000千円

e) 宿泊療養施設の健康管理体制の整備

感染拡大特別期に最大1,500室程度を確保することに伴い、増額
[現行：484,000千円→補正後：712,000千円]

- 内容 宿泊療養施設での療養者の一元管理、健康管理情報の整理、症状悪化時の入院調整、退院管理等を行う体制整備に要する経費（看護師の24時間常駐、医師の派遣及びオンコール体制等）
- 所要額 228,000千円

f) (新) 自宅療養者・待機者に対する往診への支援

自宅療養者及び入院調整中の自宅等での待機者において、緊急的に医療対応が必要となった場合に、保健所が必要と認める往診を実施した医療機関等に対して協力金を支給

- 実施時期 令和3年4月12日～
- 支給金額 医療機関：5万円/日
薬局：1万円/日
訪問看護：3万円/日
- 所要額 312,000千円

g) (拡) 自宅療養者・待機者に対するフォローアップ体制の強化

自宅療養者及び入院調整中の自宅等での待機者に対し、県看護協会による健康観察の強化及び希望者への食料品等配布を実施し、健康管理体制を強化

- 実施時期 令和3年4月12日～
- 内容

(拡)健康観察の強化	(新)食料品等の配布
・電話による健康管理 (相談体制を強化：2名→4名) ・訪問による健康管理 (療養者等へ貸し出しするパルスオキシメーターを追加確保)	・希望者へ食料品(5日分)と衛生材料を宅配業者により自宅玄関前に置配

- 所要額 421,000千円（政令中核市実施分を含む）

③ 発熱等診療・検査医療機関等の設置

75,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

ゴールデンウィーク中に発熱等患者の診療を行う発熱等診療・検査医療機関及び薬局に対して、かかり増しとなる運営費を支援

- 対象期間 令和3年4月29日～令和3年5月5日
- 補助単価 15,000 円/日

④ (拡)検査機能の充実

1,694,000 千円

(国庫 477,000、地方創生臨時交付金 740,000、一般 477,000)

a) PCR 検査試薬の確保

県立健康科学研究所で使用する PCR 検査試薬を、患者の増加に伴って追加確保
[現行：126,000 千円→補正後：544,000 千円]

- 負担割合 国 1/2、県 1/2
- 所要額 418,000 千円

b) 検査の外部委託の実施

医療機関等に委託して実施した発熱患者等に対する PCR 検査等の自己負担分を公費負担することについて、患者の増加に伴って必要となる予算額を確保
[現行：168,000 千円→補正後：704,000 千円]

- 負担割合 国 1/2、県 1/2
- 所要額 536,000 千円

c) (拡)高齢者施設等の従事者への検査

従来の高齢者入所施設の対象を拡充するとともに、障害者入所施設を新たに追加し、感染を早期に発見し、事業継続を支援するため、それら従事者に対する検査(最低2回)を全額公費により、集中的に実施

- 実施対象 県の健康福祉事務所管内に所在する対象施設に従事する者
- 対象施設

高齢者入所施設	障害者入所施設 (4月以降追加)
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所 (4月以降追加) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、宿泊型自立訓練施設

- 実施期間 令和3年6月末 (3月末までであったものを延長)
- 実施手法 民間検査機関に委託
- 所要額 740,000 千円

⑤ 相談体制の強化 8,000 千円
(全額包括支援交付金)

緊急事態措置実施区域への指定等に伴い、相談件数の増加が見込まれることから、緊急事態措置等コールセンターを設置

- 対応期間 令和3年4月5日～緊急事態措置実施区域指定の終了まで
- 受付時間 9:00～17:00
- 電話番号 078-362-9921

⑥ (拡)入院医療費等公費負担 745,000 千円
(国庫 536,200、包括支援交付金 30,000、一般 178,800)

a) 感染症患者の入院医療費の公費負担

感染症法に基づく、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費に係る自己負担分を公費負担することについて、患者の増加に伴って必要となる予算額を確保

[現行：715,000 千円→補正後：1,430,000 千円]

- 負担割合 国 3/4、県 1/4
- 所要額 715,000 千円

b) (新)自宅待機等を行う患者に対する公費負担

自宅療養者及び入院調整中の自宅等での待機者が往診等受診した場合における医療費の自己負担分を公費で負担

- 所要額 30,000 千円

⑦ (拡)保健所の体制強化 250,000 千円
(全額包括支援交付金)

感染症対応業務が急増している保健所に、民間人材を活用した応援チームを派遣し、保健所の体制強化を実施

- 業務内容 県民からの新型コロナウイルス感染症に関する相談対応
- 派遣箇所 県所管の各健康福祉事務所
- (拡)実施手法 民間事業者から派遣

⑧ (拡)地域医療体制の確保・ワクチン接種体制等の整備 6,140,000 千円
(国庫 470,000、包括支援交付金 5,169,000、特定 501,000)

a) 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止への支援

救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者が受診した場合に、必要な診療を行うことができるよう院内感染防止対策を支援

- 整備内容 簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等
- 箇所数 174 医療機関
- 所要額 2,530,000 千円

b) (新) 時間外・休日のワクチン接種への医療従事者の派遣

希望する高齢者のワクチン接種を早期に完了するため、市町におけるワクチン接種体制の強化を支援

- 実施主体 市町
- 内 容 時間外や休日にもワクチン接種を実施できるよう、市町が行う集団接種会場への医療従事者の派遣経費を支援
- 補助単価 医師：7,550円/時間、看護師等：2,760円/時間
- 所要額 2,397,000千円

(参考) ワクチン接種の国、県、市町の役割分担

区分	役 割
国	・ワクチン確保、卸売業者への譲渡 ・国民への情報提供 ・健康被害救済の認定
県	・地域の卸売業者との調整 ・専門的相談対応 ・優先的接種（医療従事者等）への接種体制の調整
市町	・医療機関との委託契約、接種費用支払い ・住民への接種勧奨 ・接種手続き等への相談対応

c) (新) 新型コロナワクチン大規模接種の推進

県独自の新型コロナワクチンの大規模接種会場を設置することにより、県内高齢者のワクチン接種を促進するとともに、接種希望者の利便性を向上

- 接種対象 神戸市以外の県内在住者（高齢者を優先）
- 内容(予定)

地 域	阪神地域	中播磨地域
接種会場	西宮市立中央体育館	アクリエひめじ (姫路市文化コンベンションセンター)
設置期間	6月中旬～9月末	6月中旬～8月末
接種規模	最大1,000回/日	最大1,000回/日

※Web とハガキの併用により予約を受付

- 所要額 1,213,000千円

(2) 情報発信や相談体制等の強化

93,000 千円

(国庫 8,000、地方創生臨時交付金 85,000)

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県政の情報発信強化

76,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

まん延防止等重点措置実施区域及び緊急事態措置実施区域に指定される等、感染が拡大しているため、県政情報等の発信力を強化

○ 事業内容

(ア) 大型ビジョンを活用した啓発動画の放映

- ・実施場所 神戸市内の繁華街
- ・実施期間 令和3年4月1日～6ヶ月程度
- ・放映回数 60回/日(8時～23時)

(イ) 広報車を活用した啓発

- ・実施場所 神戸、阪神、東・中播磨地域の繁華街
- ・実施期間 令和3年4月1日～6ヶ月程度(17時～20時)
- ・台数 5台/日

(ウ) 県民だよりひょうご臨時号の発行

- ・発行回数 2回(第1回は4月29日に発行済)

(エ) 新聞広告を活用した広報の実施

- ・実施回数 2回

(オ) 声の広報「愛の小箱」の発行

- ・発行回数 4回

(県民だよりひょうご臨時号等の内容をCDに録音し、視覚障害者等に送付)

② (拡) SNS 悩み相談窓口の拡充

1,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

緊急事態措置実施区域への指定に伴い、不安や恐れなど心理的ストレスを抱えている児童生徒の心のケアに対応するため、現行で実施している SNS 悩み相談窓口の受付時間を拡充

○ 実施期間 令和3年4月26日～緊急事態措置実施区域指定の終了まで(平日のみ)

○ (拡)受付時間 17:00～21:00(4時間) → 16:00～22:00(6時間)

(参考) キャンパスカウンセラー・スクールカウンセラー等の活用促進

きめ細やかな健康観察をはじめ、個人面談等の機会拡充など、児童生徒の心身状況を把握し、心のケアに対応するため、各学校等に配置された心の専門家であるキャンパスカウンセラーやスクールカウンセラー等の活用を促進

③ 看護師養成施設等における感染症予防対策

16,000 千円

(国庫 8,000、地方創生臨時交付金 8,000)

医療機関等での臨地実習を学内演習に代えることにより、同等の知識と技能を習得するために必要な資機材等を支援

- 実施主体 県
- 負担割合 国 1/2、県 1/2
- 対象施設 県立総合衛生学院等 24 校

(3) 事業者の感染防止対策の強化

135,648,000千円

(地方創生臨時交付金 133,756,000、特定 1,892,000)

① (拡) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給 (飲食店等) 97,952,000千円

(地方創生臨時交付金 96,060,000、特定 1,892,000)

県の営業時間短縮や休業要請に応じた飲食店等に対して協力金を支給

対象期間	R3.4.1(木)~4.4(日)	4.5(月)~4.21(水)	4.22(木)~4.24(土)													
区分	その他区域		まん延防止等重点措置区域													
対象地域	神戸、阪神南、阪神北、東播磨、中播磨	阪神北、東播磨、中播磨	神戸、阪神南、神戸、阪神南・北、明石市													
対象施設	飲食店等 (バー・スナック含む)															
要請内容	営業時間：午前 5 時～午後 9 時 酒類提供：午前 11 時～午後 8 時 30 分		営業時間：午前 5 時～午後 8 時 酒類提供：午前 11 時～午後 7 時													
支給額	1 日あたり 4 万円/店舗×時短営業日数		1 日あたり支給単価/店舗(下表)×時短営業日数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>前(々)年度の 1日当たり売上高</th> <th>単価(日・店舗)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中小企業</td> <td>～10万円</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>10～25万円</td> <td>4～10万円 (売上高×0.4)</td> </tr> <tr> <td>25万円～</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>大企業※</td> <td>-</td> <td>[計算式] 前(々)年度からの 売上高減少額×0.4 [上限額] 20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中小企業もこの方式を選択可</p>	区 分	前(々)年度の 1日当たり売上高	単価(日・店舗)	中小企業	～10万円	4 万円	10～25万円	4～10万円 (売上高×0.4)	25万円～	10万円	大企業※	-	[計算式] 前(々)年度からの 売上高減少額×0.4 [上限額] 20万円
区 分	前(々)年度の 1日当たり売上高	単価(日・店舗)														
中小企業	～10万円	4 万円														
	10～25万円	4～10万円 (売上高×0.4)														
	25万円～	10万円														
大企業※	-	[計算式] 前(々)年度からの 売上高減少額×0.4 [上限額] 20万円														
負担割合	協力要請推進枠(8割)除く 2 割部分について、県：市町=2：1															

対象期間	R3.4.22(木)~4.24(土)	4.25(日)~5.31(月)																										
区分	その他区域	緊急事態措置実施区域																										
対象地域	東播磨 (明石市除く)、中播磨	県内全域																										
対象施設	飲食店等 (バー・スナック含む)	飲食店等 (バー・スナック含む)、カラオケ店、結婚式場																										
要請内容	営業時間：午前 5 時～午後 9 時 酒類提供：午前 11 時～午後 8 時 30 分	・酒類又はカラオケ設備を提供：休業 ・提供しない場合：午前5時～午後8時までの営業時間短縮																										
支給額	1 日あたり支給単価/店舗(下表)×時短営業日数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>前(々)年度の 1日当たり売上高</th> <th>支給単価 (日・店舗)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中小企業</td> <td>～8万3,333円</td> <td>2.5万円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円～ 25万円</td> <td>2.5～7.5万円 (売上高×0.3)</td> </tr> <tr> <td>25万円～</td> <td>7.5万円</td> </tr> <tr> <td>大企業※</td> <td>-</td> <td>[計算式] 前(々)年度からの 売上高減少額×0.4 [上限額] 20万円又は前(々)年度の 1日当たり売上高×0.3の いずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中小企業もこの方式を選択可</p>	区 分	前(々)年度の 1日当たり売上高	支給単価 (日・店舗)	中小企業	～8万3,333円	2.5万円	8万3,333円～ 25万円	2.5～7.5万円 (売上高×0.3)	25万円～	7.5万円	大企業※	-	[計算式] 前(々)年度からの 売上高減少額×0.4 [上限額] 20万円又は前(々)年度の 1日当たり売上高×0.3の いずれか低い額	1 日あたり支給単価/店舗(下表)×時短営業日数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>前(々)年度の 1日当たり売上高</th> <th>単価(日・店舗)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中小企業</td> <td>～10万円</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>10～25万円</td> <td>4～10万円 (売上高×0.4)</td> </tr> <tr> <td>25万円～</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>大企業※</td> <td>-</td> <td>[計算式] 前(々)年度からの 売上高減少額×0.4 [上限額] 20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中小企業もこの方式を選択可</p>	区 分	前(々)年度の 1日当たり売上高	単価(日・店舗)	中小企業	～10万円	4 万円	10～25万円	4～10万円 (売上高×0.4)	25万円～	10万円	大企業※	-	[計算式] 前(々)年度からの 売上高減少額×0.4 [上限額] 20万円
区 分	前(々)年度の 1日当たり売上高	支給単価 (日・店舗)																										
中小企業	～8万3,333円	2.5万円																										
	8万3,333円～ 25万円	2.5～7.5万円 (売上高×0.3)																										
	25万円～	7.5万円																										
大企業※	-	[計算式] 前(々)年度からの 売上高減少額×0.4 [上限額] 20万円又は前(々)年度の 1日当たり売上高×0.3の いずれか低い額																										
区 分	前(々)年度の 1日当たり売上高	単価(日・店舗)																										
中小企業	～10万円	4 万円																										
	10～25万円	4～10万円 (売上高×0.4)																										
	25万円～	10万円																										
大企業※	-	[計算式] 前(々)年度からの 売上高減少額×0.4 [上限額] 20万円																										
負担割合	協力要請推進枠(8割)除く 2 割部分について、県:市町=2:1	協力要請推進枠(8割)除く 2 割部分について、県 10/10																										

② (新)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給 (大規模施設・テナント事業者)
 37,236,000千円
 (全額地方創生臨時交付金)

県の休業要請等に応じた大規模施設やそのテナント事業者に対して協力金を支給

区 分	大規模施設	テナント事業者・出店者
対象期間	R3.4.25(日)～5.31(月)	
対象地域	県内全域(緊急事態措置実施区域)	
要請内容	【R3.4.25(日)～5.11(火)】 ・多数利用施設(1,000㎡超)：休業要請 ・イベント関連施設：無観客開催要請 【R3.5.12(水)～5.31(月)】 ・多数利用施設(1,000㎡超)：土日休業要請、平日は午後7時までの時短要請(運動施設、博物館・美術館は時短要請のみ) ・イベント関連施設：午後9時までの時短要請等	
対象施設	上記要請に応じた多数利用施設(1,000㎡超) ※博物館等を除く	上記の要請に応じた1,000㎡超の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント事業者等
支給金額	(A+B+C)/日 A：自己利用分の休業面積1,000㎡毎に20万円 B：テナト・特定百貨店店舗数×2千円(テナト等が10以上の場合) C：特定百貨店店舗数×2万円	休業面積100㎡毎に2万円/日
	時短要請の場合は、上記算出額×[(本来の営業終了時間-20時)/本来の営業時間]	
負担割合	協力要請推進枠(8割 ※県独自の上乗せ要請分は6割)を除く部分について、県10/10	

③ (新)県内飲食店に対する休業・時短及びガイドライン遵守状況調査の実施 217,000千円
 (全額地方創生臨時交付金)

まん延防止等重点措置実施区域及び緊急事態措置実施区域における飲食店等の休業・時短営業及び感染防止対策の徹底を図るため、見回り活動を実施

- 対象地域 県内全域
- 対象店舗数等

区 分	1回目	2回目※
対象店舗数	約28,000店舗(全店舗)	約17,000店舗
実施期間	R3.4.5(月)～5.11(火)	緊急事態措置の状況を踏まえ判断

※2回目については、1回目でチェックリスト項目を満たしていない店舗及び休業しているため遵守状況を確認できていない店舗を対象

- 実施内容 休業・時短状況の確認、チェックリストに基づく店舗内での確認、感染防止対策の協力要請・指導、コロナ対策認定証の交付

④ (新)酒類販売事業者に対する月次支援金の支給 121,000 千円
(全額地方創生臨時交付金)

緊急事態措置に伴い影響を受ける飲食店と直接取引のある酒類販売事業者に対して、国の月次支援金の対象要件を緩和して支援

- 対象者 令和3年4月又は5月の月間売上が、前年又は前々年度の同月比30%以上50%未満減少している酒類販売事業者
※4月分は緊急事態措置実施区域指定の6日分(4/25~30)を日割支給
※国制度は「50%以上」の売上減少が対象
- 実施手法 県小売酒販組合連合会へ補助
- 支給金額 個人10万円/月、法人20万円/月(国制度と同額)

⑤ 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援 98,000 千円
(全額地方創生臨時交付金)

新型コロナウイルス感染症対策として、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者に対して、国の実証運行支援期間終了後、引き続き支援

- 補助対象
 - ・地域鉄道事業者(神戸電鉄、北条鉄道、智頭急行)
 - ・路線バス事業者(19事業者)
※公営バス、コミュニティバス、貸切(観光)バス、
県外高速バスを除く
 - ・航路事業者(6事業者)※生活航路のみ
- 対象経費 車内等の密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)
※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当
- 負担割合 県1/4、市町1/4(任意随伴)、事業者1/2
- 補助期間 1ヶ月間 ※国実施期間後を支援

(参考) 国実証運行支援制度

- ・補助対象 地域鉄道事業者、バス事業者、航路事業者(生活航路)
- ・対象経費 実証運行期間中の運行経費(燃料費、人件費等)
- ・補助率 1/2
- ・補助期間 令和3年度中の1ヶ月間

⑥ (新) タクシー事業者感染防止対策の支援 24,000 千円
(全額地方創生臨時交付金)

タクシー事業者における一層の感染拡大防止対策を図るため、国庫補助事業と協調した支援を実施

- 補助対象 県内タクシー事業者
- 対象経費 高性能な空気清浄機導入等の感染症対策に要する経費
- 負担割合 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4

2 収束後の地域経済の活性化・地域の元気づくりへの対策準備 9,594,000 千円
(国庫 7,894,000、地方創生臨時交付金 1,700,000)

(1) デジタル技術の活用に向けた環境整備 25,000 千円
(全額地方創生臨時交付金)

① (新) 教育情報ネットワーク基盤の増強 25,000 千円
(全額地方創生臨時交付金)

各県立学校におけるコロナ禍での連絡や授業動画配信、オンライン会議利用の増加等に対応するため、教育情報ネットワーク基盤を増強

- 整備内容 ホームページ管理・メールサーバーの増設
※同時に学校ホームページ等を問題なく閲覧することが可能な人数を、約 3,000 人から約 9,000 人へ増強
- 利用校 県立学校 162 校

(2) 企業等の事業継続・地域経済の活性化支援

9,569,000千円

(国庫7,894,000、地方創生臨時交付金1,675,000)

① (拡) 中小企業への運転資金支援

(既定の融資枠で対応)

セーフティネット(SN)保証4号の指定期間が延長される予定であることから、経営活性化資金と借換等貸付の融資実行期限を延長

○ 内 容

資金名	融資実行期限		概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融 資 限度額	融資期間 (据置期間)
	(現行)	(今回)					
①新型コロナウイルス対策貸付	R2.2.25~ 当面の間	同左 (当面の間)	SN保証の別枠 利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.7% (0.8%※1)	2.8億円	10年(2年) 以内
②経営活性化 資金	R2.3.16~ R3.6.30	【延長】 R3.9.30	迅速な融資審 査		金融機関指定 (0.8%※1)	5,000万円	10年(1年) 以内
③借換等貸付			県制度融資の借換				
④新型コロナウイルス危機対応貸付	R2.3.16~ R3.6.30	同左 (※2)	①の更に別枠 利用	危機関連保証	0.7% (0.8%※1)	2.8億円	10年(2年) 以内
⑤新型コロナウイルス感染症対応資金 (無利子・無保証料)	R2.5.1~ R3.5.31	同左	最大で当初3 年間無利子、保 証料免除	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	当初3年 0% 4年目以降0.7% (最大0.0%)	6,000万円	10年(5年) 以内
⑥新型コロナウイルス感染症保証 料応援貸付	R2.6.22~ R3.5.31	同左	保証料全額 免除		0.7% (0.0%)	5,000万円	10年(2年) 以内
【ポストコロナ対策資金】 ⑦伴走型経営支 援特別貸付	R3.4.1~ R4.3.31	同左	保証料3/4 補助		0.9% (0.2%)	6,000万円 (国4,000万 県2,000万)	10年(5年) 以内(※3)

※1 SN保証・危機関連保証を利用する場合(一般保証を利用する場合:第5区分で1.15%)

※2 上記④の融資実行期限延長について、危機関連保証の指定期間延長の状況に応じて検討

※3 上記⑦の融資額4千万円超分(県独自補助2千万円分)について、危機関連保証利用の場合は据置2年以内

② (新) 中小企業の新事業展開への支援

700,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開に取り組む県内中小企業の取組を支援

○ 補助対象 以下の要件を満たす中小企業

- ・申請前の直近6ヶ月のうち任意の3ヶ月の合計売上高が、前年又は前々年以前の同3ヶ月と比べて10%以上減少
- ・コロナ禍に対応して、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等事業再編に取り組むこと

(小売業：対面販売に加えてECサイトを構築したネット販売に要する経費
飲食業：弁当販売店が高齢者向けの宅配事業の新展開に要する経費等)

○ 対象経費 建物改修費、設備費、システム購入費、広告宣伝費等

○ 補助率等 1/2 ※事業費に応じてそれぞれ定額補助

事業費	補助金額
50万円以上70万円未満	35万円
70万円以上100万円未満	50万円
100万円以上150万円未満	75万円

※事業費150万円以上は国の中小企業等事業再構築促進事業の対象(補助率2/3、事業費150万円以上9,000万円以下)

○ 実施手法 県商工会連合会及び各商工会議所を通じて補助

③ (新) ひょうごの清酒消費拡大キャンペーンの実施

10,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

県の主要な地場産品である清酒のイメージアップ及び消費拡大を推進するため、関係団体が実施するキャンペーン事業を支援

○ 実施主体 県酒造組合連合会、県小売酒販組合連合会

○ 事業内容 キャンペーン参加店で県産清酒を購入した消費者に記念品の進呈、抽選で県内酒蔵の銘酒を提供

○ 実施期間 令和3年8月頃から1ヶ月間程度を予定

④ (新) 県産農水産物の消費拡大キャンペーンの実施

37,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

a) 県産ブランド牛肉の消費拡大

県産ブランド牛肉購入者2,000人に、5千円のビーフ券を進呈

○ 実施主体 神戸肉流通推進協議会等9団体

○ 対象店舗 ブランド毎の協議会等に加盟している店舗(471店)

○ 実施方法 購入額1万円1口で応募し、当選者は抽選で決定

○ 実施期間 令和3年8月～9月頃

○ 所要額 13,000千円

b) 県産水産物の消費拡大

県産生鮮水産物購入者 10,000 人に、1 千円相当の水産物加工品等を進呈

- 実施主体 県漁業協同組合連合会
- 対象店舗 県下量販店等 (約 400 店)
- 実施方法 購入額 2 千円 1 口で応募し、当選者は抽選で決定
- 実施期間 令和 3 年 8 月～9 月頃
- 所要額 13,000 千円

c) ひょうごの酒欧州オンライン商談会の実施

オンライン商談会により新たに海外市場を開拓し、日本酒の輸出を拡大するとともに、SAKE selection 兵庫開催の機運を醸成

- 実施主体 SAKE selection 兵庫開催実行委員会
- 実施内容 酒蔵向け輸出促進セミナー (3 回)、現地バイヤーとのオンライン商談会 等
- 開催時期 令和 3 年 10 月～11 月
- 所要額 5,000 千円

d) 「御食国ひょうご」を活用した県産食材 PR 事業の実施

兵庫の美味しいものまとめサイト「御食国ひょうご」の Web 広告を展開し、食に関心の高い消費者をターゲットに県産食材を PR

- 実施主体 ひょうごの美味し風土拡大協議会
- 実施内容 ・サイト内に県産食材 PR ページを設置
・サイト内アンケートの回答者に抽選で県産農水産物を進呈 等
- 開催時期 令和 3 年 8 月、10 月、12 月 (予定)
- 所要額 6,000 千円

⑤ (新) コロナ禍における消費拡大の推進

9,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

長引くコロナ禍の影響により消費活動が低迷する中、各分野において消費喚起対策に取り組む消費関係団体を支援

- 実施手法 各消費関係団体へ補助
- 対象経費 チラシ・グッズ等作成費、イベント開催経費 (感染症対策費等) 等
- 補助金額 1 団体あたり 50 万円 (定額)

⑥ (新) 地域観光への支援

5,500,000 千円

(全額国庫)

長引くコロナ禍の影響により、需要の落ち込んだ県内宿泊旅行業の回復を支援するため、感染状況を見極めつつ、新たな観光需要の創出に向けた取組を実施

- 内 容 県内全域で国の示す感染状況の指標がステージⅡ相当以下となることを条件として、以下事業を実施

区 分	旅行・宿泊代金割引	クーポン券配布
概 要	県民に販売する旅行・宿泊代金の割引を支援 ※日帰り旅行も対象 ※前売り宿泊券等も可能 ※業務上の長期滞在は対象外	左記割引を受ける宿泊旅行者に対して旅行期間中に使用可能なクーポン券を配布 ※日帰り旅行は対象外
支 援 金 額	宿泊・旅行代金の 1/2 ※最大 1 人泊 5,000 円	・宿泊・旅行代金 15 千円以上 : 2,000 円 (自己負担 : 10 千円以上) ・宿泊・旅行代金 10 千円以上 : 1,000 円 (自己負担 : 5 千円以上 10 千円未満)
対 象	県内居住者	
実 施 期 間	ステージⅡ相当以下を条件に開始～12 月末宿泊分まで (予定) ※8/31 までの予約・販売分のみ	
実施手法	民間事業者へ委託 (公募)	

⑦ (新) 宿泊業者による前向きな事業継続への支援

3,313,000 千円

(国庫 2,394,000、地方創生臨時交付金 919,000)

宿泊事業者が感染拡大防止策の強化等に取り組む費用を支援

- 対 象 経 費 ・感染症対策に資する物品の購入等 (CO₂濃度測定器、サーモメータ等)
・感染症対策の専門家による検証経費
・ワーケーションスペースの設置や環境整備に必要な経費
・非接触チェックインシステム、キャッシュレス決済導入経費等
※がんばるお店・お宿応援事業等との重複申請は不可
- 対 象 期 間 令和 2 年 5 月 14 日～令和 3 年 12 月末
- 補助対象限度額 10,000 千円
- 補 助 率 大規模施設(100 室以上) 3/5 (国 1/2、県 1/10、事業者 2/5)
中規模施設(31～99 室) 2/3 (国 1/2、県 1/6、事業者 1/3)
小規模施設(1 室～30 室) 3/4 (国 1/2、県 1/4、事業者 1/4)
- 実 施 手 法 ひょうご観光本部へ委託

3 県民生活の安定化の推進

15,442,000 千円

(国庫 15,377,500、地方創生臨時交付金 63,500、一般 1,000)

① (拡) 緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充

15,038,000 千円

(全額国庫)

一時的な資金が必要な方への緊急貸付等の受付期限が令和3年6月末まで延長されたこと等に伴い、貸付原資の助成を拡充

○ 貸付要件 (新型コロナウイルス感染症による特例貸付)

区 分	緊急小口資金	総合支援資金 (通常、緊急小口資金利用後に貸付)
貸付上限額	20 万円	20 万円/月 (2 人以上世帯の場合) [貸付対象期間] 原 則 3 ヶ月分 (総額 最大 60 万円) 延 長 3 ヶ月分 (総額 最大 60 万円) 再貸付 3 ヶ月分 (総額 最大 60 万円) ※ 1 最 大 9 ヶ月分 (総額 最大 180 万円)
据置期間	1 年以内(※ 2)	1 年以内(※ 2)
償還期限	2 年以内	10 年以内

※ 1 緊急小口、総合支援(6 ヶ月)の貸付が終了した世帯を対象

※ 2 令和 4 年 3 月末以前に償還が開始となる貸付は、据置期間を令和 4 年 3 月末まで延長

- (拡)受付期限 令和 3 年 3 月末→令和 3 年 6 月末 (今回国において期限延長)
- 補助金額 15,038,000 千円
- 補助先 県社会福祉協議会
- 負担割合 国 10/10

② ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給

158,000 千円

(全額国庫)

長引くコロナ禍の影響により、負担が大きくなっているひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給

- 対象者 児童扶養手当受給者等 (福祉事務所設置市以外の町分を県が実施)
- 支給金額 児童 1 人あたり 5 万円
- 負担割合 国 10/10

③ (新)子育て世帯生活支援特別給付金の支給 20,000 千円
(全額国庫)

低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯（その他世帯）に対し、生活支援のための生活支援特別給付金を支給

- 実施主体 市町（事業本体は国から市町への直接補助）
※県は広報活動、市町へのデータ提供 等
- 対象者 18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母等で、令和3年度住民税均等割非課税者 等
- 支給金額 児童1人あたり5万円
- 負担割合 国10/10

④ (新)ひとり親家庭住宅支援資金貸付の実施 134,000 千円
(国庫120,600、地方創生臨時交付金13,400)

ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸付

- 対象者 以下のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父（政令市以外の市町分を県が実施）
 - ・児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者
 - ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者
- 貸付額 原則12月に限り、入居している住宅家賃の実費(上限4万円/月)
※1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職をし、就労を1年間継続した場合、償還免除
- 補助先 県社会福祉協議会
- 負担割合 国9/10、県1/10

⑤ (拡)住居確保給付金の支給 4,000 千円
(国庫3,000、一般1,000)

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給

- 対象者
 - ・離職、廃業から2年以内の者
 - ・休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある者（福祉事務所設置市以外の町分を県が実施）
- (拡)支給期間 原則3か月（最長12か月であったものを15か月までに延長）
※制度が創設された平成27年4月1日以降の受給者で、支給が終了している者についても再支給可能
※再支給の申請は、令和3年6月末まで
- 負担割合 国3/4、県1/4

⑥ (拡) 高等職業訓練促進給付金の支給

17,000 千円

(国庫 12,700、地方創生臨時交付金 4,300)

ひとり親の資格取得を促進し、就職を支援するため、養成訓練等の受講期間において高等職業訓練促進給付金を支給

- (拡) 対象者 以下のいずれにも該当する母子家庭の母及び父子家庭の父
(福祉事務所設置市以外の町分を県が実施)
 - ・ 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者
 - ・ 養成機関において6ヶ月以上(※)のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者

※「1年以上」であったものを令和3年度に限り「6ヶ月以上」に拡充
- 対象資格 6ヶ月以上の訓練を通常必要とする民間資格等
- 支給金額

区 分	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
住民税非課税世帯	100,000 円/月 (最終1年間 140,000 円/月)	50,000 円
住民税課税世帯	75,000 円/月 (最終1年間 115,000 円/月)	25,000 円

- 負担割合 国 3/4、県 1/4

⑦ (新) つながりサポート型女性相談支援事業の実施

15,000 千円

(国庫 11,200、地方創生臨時交付金 3,800)

コロナ禍で孤独や孤立により不安や困難を抱える女性を支援するため、NPO等と連携し、Web等を活用した相談支援事業や居場所づくり等を実施

- 事業内容
 - (ア) 相談・居場所づくりの実施
 - ・ 電話、SNS等による相談
 - ・ Web等を活用した対面支援
 - ・ 同じ悩みを持つ人間同士が語り合える居場所づくり、女性用品等の提供
 - (イ) 男女共同参画センターの機能強化
 - ・ NPO等民間団体に対する相談支援、情報提供体制の強化
 - ・ 連携推進員を設置し生活支援など相談内容に応じた窓口との繋がりを支援
- 実施手法 (ア) : NPO等民間団体への委託、(イ) : 県直執行
- 負担割合 国 3/4、県 1/4

⑧ (新)生活に困窮する大学生等への支援

39,000 千円

(全額地方創生臨時交付金)

a) 私費留学生「学びの継続」のための緊急奨学金の支給

長引くコロナ禍の影響により、経済的に困窮している外国人留学生の生活安定を図るため、緊急奨学金を令和3年度に限り支給

- 支給期間 令和3年度
- 支給金額 1人あたり最大36万円(12ヶ月で月額3万円の支給相当)
- 支給人員 100人
- 支給要件
 - ・アルバイト収入が大幅に減少(50%以上)
 - ・仕送り額が平均月額9万円以下で、前年から減少等※各大学において生活実態を把握し、総合的に判断のうえ推薦
- 実施方法 県国際交流協会へ委託
- 負担割合 県10/10
- 所要額 37,000千円

b) 大学連携組織を活用した県内大学生の地元就職促進事業の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、就職に困窮する学生等を支援するため、Webによる就職セミナーを開催

- 対象者 県内大学に通学する学生及び既卒者等
- 実施回数 4回(延べ学生等400名、企業20社程度を想定)
- 実施手法 大学コンソーシアムひょうご神戸へ委託
- 所要額 2,000千円

⑨ (新)官民連携による消費生活推進事業の実施

12,000 千円

(全額国庫)

コロナ禍で増加している消費者トラブルへの対応力の強化や、ポストコロナ社会を見据えた消費生活を推進する事業を、消費者庁新未来創造戦略本部と連携して実施

- 事業内容
 - (ア) 消費者トラブルへの対応力強化のための消費者教育の推進
(例：メディアと連携した消費者啓発キャンペーンの実施等)
 - (イ) 新しい生活様式及びエシカル消費(※)の普及・推進
※不確かな情報にだまされることなく、自ら考える倫理的な消費行動
 - (ウ) インターネット広告を活用した若年者向け広報の実施
- 実施手法 (ア)、(イ)：民間事業者等への委託、(ウ)：県直執行
- 負担割合 国10/10

⑩ (新)新型コロナウイルス感染症関連消費者トラブル防止のための情報発信・普及啓発 2,000 千円
(全額国庫)

新型コロナウイルス感染症の不安につけ込む悪質商法等が増加していることから、消費生活総合センターにおける情報発信等を強化

○ 事業内容

(ア) 消費生活総合センターホームページの機能拡充

- ・ 検索システムの改修
- ・ 県や消費者庁、国民生活センター等との Twitter での連携 等

(イ) 消費生活講座のライブ配信の実施

- ・ ビデオ配信サービスを活用した情報発信

(ウ) 大学生等若者への啓発強化

- ・ 大学生協作成冊子への注意喚起の掲載、啓発チラシの作成・配布

○ 実施手法 県直執行 (消費生活総合センター)

○ 負担割合 国 10/10

⑪ (新) コロナ禍における県職員採用活動の強化 3,000 千円
(全額地方創生臨時交付金)

コロナ禍による対面での合同会社説明会の減少のため、採用活動が困難化していることから、オンライン形式での合同会社説明会に参加し、採用活動を強化

○ 内 容 WEB 就職セミナー (合同会社説明会) への出展

○ 時期・回数 令和 3 年 6 月～10 月、5 回

(参考) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県関係施設利用者等への対応

① 県有財産使用料等の減免

新型コロナウイルス感染症に伴う休業要請や県民利便施設の閉鎖・休館等により、施設の使用が困難である当該施設内併設の店舗等事業者(※)に対して、財産使用料の減免を実施

※新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の受給者を除く

② 県立施設におけるキャンセル料の免除

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置実施区域の指定された日から、その指定が解除された日の 1 ヶ月後までの間、県立施設の利用をキャンセルした者に対して、キャンセル料の免除を実施

